

一般社団法人 日本計算機統計学会賞審査委員会規定

(この規定に定める事項)

第 1 条 この規定は、日本計算機統計学会の規定にもとづき、日本計算機統計学会賞審査委員会(以下「学会賞審査委員会」という。)に必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 学会賞審査委員会は、日本計算機統計学会賞・対象者の中から受賞候補を選考し、会長に答申することを目的とする。

(組織)

第 3 条 学会賞審査委員会は、委員長と若干名の委員から構成される。但し、委員長は副会長のうちの 1 人があたり、委員は残りの副会長と委員長が委嘱した者で構成するものとする。委員の任期は 2 年とする。

(2) 学会賞審査委員会は、必要に応じて、日本計算機統計学会の大会・シンポジウムなどの学術的会合ごとに、日本計算機統計学会賞規定第 5 条第 2 項に定める学生研究発表賞の審査、推薦にあたるために、学生研究発表賞審査委員会を設けることができる。このときの委員の人選、任期等は、委員長が決めるものとする。

(開催)

第 4 条 学会賞審査委員会は、委員長が必要と認める場合これを開催する。

(2) 学会賞審査委員会が必要と認めたときは、委員会以外の関係者に、説明等を求めることができる。

(運営)

第 5 条 その他、学会賞審査委員会の運営については、委員長が定める。

付則

- 1 この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規定の改正は、評議員会で行う。